

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)の例による。

(自主的解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全空家等または特定空家等に関する紛争の当事者が、双方の合意による当該紛争の自主的な解決を図ることを妨げるものではない。

(市の責務)

第4条 市は、関係機関および町会等と連携し、空家等の適切な管理に関する市民の意識の啓発を行うほか、第1条の目的を達成するための必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民等による情報提供)

第5条 市民等(市の区域内に居住し、滞在し、通勤し、または通学する者をいう。)は、空家等が管理不全空家等または特定空家等であると考えるときは、市長に対し、当該空家等に関する情報を提供することができる。

(関係機関等への情報提供)

第6条 市長は、特定空家等が所在する地域の安全の確保のために必要があると認めるときは、当該特定空家等に関する情報を、関係機関、地域的な活動を行う団体等の当該情報の提供が必要と認められるものに提供することができる。

(措置の代行)

第7条 法第13条第2項または第22条第2項の規定による勧告を受けた所有者等は、やむを得ない理由によりこれらの規定による措置を講ずることが極めて困難であるときは、市長に対し、当該措置に係る行為を市長が代わって行うよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る理由が正当であると認めるときは、当該申出をした所有者等に代わって法第13条第2項または第22条第2項の規定による措置に係る行為を行うことができる。この場合において、当該行為を行うために要する費用は、当該所有者等の負担とする。

3 市長は、前項の規定により法第13条第2項または第22条第2項の規定による措置に係る行為を行う場合は、当該行為に要する費用その他必要な事項についてあらかじめ所有者等の同意を得るものとする。

(関係機関への要請)

第8条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認める場合は、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に、当該関係機関の権限に基づく必要な措置を要請することができる。

(空家等対策協議会の設置)

第9条 市長の諮問に応じ、法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成および変更ならびに実施に関する事項その他の空家等の適切な管理に関し必要な事項を調査審議するため、函館市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第10条 協議会は、市長および10人以内の委員をもって組織する。

(委員および任期等)

第11条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長および副会長)

第12条 協議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求める、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第15条 協議会は、必要に応じ、委員5人以内をもって組織する部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 7 部会は、委員に調査審議の対象となる空家等の関係者と直接の人的関係または特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めるとときは、その者を当該調査審議に参加させないこととする。
- 8 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第13条第1項および第2項ならびに前条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第17条から第24条までおよび次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成27年12月10日条例第74号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正前の函館市空き家等の適正管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第17条第1項の規定により置かれた函館市空き家等審議会は、改正後の函館市空き家等の適切な管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第1項の規定により置く函館市空き家等審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
 - 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第19条第1項の規定により函館市空き家等審議会の委員に委嘱されている者(以下「旧委員」という。)は、改正後の条例第13条第1項の規定により函館市空き家等審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。
(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)
 - 4 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(令和2年3月13日条例第18号)
 - 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
 - 2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(令和5年9月13日条例第35号)

この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日から施行する。